

松江市告示 第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年9月28日

松江市長 上 定 昭 仁

1 都市計画の種類

(1) 種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更

2 都市計画を変更する土地の位置、区域

(1) 土地の位置

松江市 田和山町、乃白町、乃木福富町、平成町、矢田町の一部

(2) 土地の区域

計画図表示のとおり

3 都市計画の図書の縦覧場所

松江市歴史まちづくり部都市政策課